

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前 (現在のグローバルマイレージ規定)	変更後
1	1	1	1	1.本規定で特に定義されていない用語は、本会員及びコーポレート会員(提携カードの会員を含め、以下「会員」といいます。)が承認済みのダイナースクラブカード/SuMi TRUST CLUBカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)、SuMi TRUST CLUBコーポレートカード会員規約(以下「コーポレート会員規約」といいます。)及びダイナースクラブ リワードプログラム利用規定(以下「ポイント規定」といいます。)の用語の定義と同様とします。	1.本規定で特に定義されていない用語は、本会員及びコーポレートカード会員(提携カードの会員を含め、以下「会員」といいます。)が承認済みのダイナースクラブカード/SuMi TRUST CLUBカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)、SuMi TRUST CLUBコーポレートカード会員規約(以下「コーポレート会員規約」といいます。)及び三井住友トラストクラブ リワードプログラム利用規定(以下「ポイント規定」といいます。)の用語の定義と同様とします。
1	2	1	2	2.本規定に定めのない事項については、会員規約、コーポレート会員規約及びポイント規定を準用するものとし、 <u>会員規約上の「当社」を「ダイナース」と読み替えるもの</u> とします。	2.本規定に定めのない事項については、会員規約、コーポレート会員規約、ポイント規定、及び各種特約を準用するものとします。
-	-	<u>2</u>	-	新規条番追加	第2条(目的) 本規定は、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「 <u>当社</u> 」)というが運営するダイナースクラブ リワードプログラムに参加する航空会社、及びその関連会社(以下「 <u>参加航空会社</u> 」)というに、会員が当社で獲得したポイントをマイル移行する際の適用条件等を定めるものです。
<u>2</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>-</u>	1.ダイナースグローバルマイレージ(以下「 <u>グローバルマイレージ</u> 」)といっています。)とは、 <u>ダイナースクラブ リワードポイント</u> (以下「 <u>ポイント</u> 」)といっています。)をマイルに換算し、 <u>各航空会社が主催するマイレージサービス</u> (以下「 <u>マイレージサービス</u> 」)といっています。)に移行するサービスをいいます。なお、ポイントの詳細については、ダイナースクラブ リワードプログラム利用規定によるものとします。	ダイナースグローバルマイレージ(以下「 <u>グローバルマイレージ</u> 」)といっています。)とは、 <u>リワードプログラムで獲得したリワードポイント</u> (以下「 <u>ポイント</u> 」)というをマイルに換算し、 <u>参加航空会社が主催するマイレージサービス</u> (以下「 <u>マイレージサービス</u> 」)というに移行するサービスをいいます。なお、ポイントの詳細については、ポイント規定によるものとします。
<u>2</u>	<u>2</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	2.ダイナースグローバルマイレージクラブ(以下「 <u>マイレージクラブ</u> 」)といっています。)とは、 <u>グローバルマイレージの利用権利を有する会員組織</u> をいいます。	削除
<u>3</u>	1	<u>4</u>	1	1.ダイナースグローバルマイレージクラブ会員(以下「 <u>マイレージクラブ会員</u> 」)といっています。)とは、 <u>本規定を承認のうえ、ダイナース所定の方法によりマイレージクラブへの入会を申し込み、ダイナースが入会を認めた会員</u> をいいます。	1.グローバルマイレージに参加、及び利用できる会員は、 <u>本規定を承認のうえ、当社所定の方法によりグローバルマイレージに参加登録をしたダイナースクラブカードの本会員及びコーポレートカード会員</u> (以下併せて「 <u>グローバルマイレージ会員</u> 」)とします。ただし、 <u>コーポレートカード会員の参加可否は、ポイント規定第3条に準じます。</u>
<u>3</u>	<u>2</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>グローバルマイレージは、マイレージクラブ会員に限り利用できるものとします。</u>	削除
<u>3</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	3.マイレージクラブの入会資格は、ダイナースが別に定めるダイナース提携航空会社のマイレージサービス(以下「 <u>提携マイレージサービス</u> 」)といっています。)に加入している本会員及びコーポレート会員とします。 <u>家族会員は、入会できないものとします。</u>	2.グローバルマイレージ会員は、当社が別に定める参加航空会社のマイレージサービスに加入するものとします。 <u>家族会員及び付帯カードであるビジネス・アカウントカードでは参加登録できないものとします。</u>
<u>3</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	4.前項にかかわらず次に定める会員は、 <u>マイレージクラブに入会できません。</u>	前項にかかわらず次に定める会員は、 <u>グローバルマイレージに参加登録できません。</u>
<u>3</u>	<u>4(1)</u>	<u>4</u>	<u>3(1)</u>	(1)ダイナースと法人との契約に基づき対象外とされた <u>コーポレート会員</u>	(1) <u>当社と法人との契約に基づき対象外とされたコーポレートカード会員</u>
<u>3</u>	<u>4(2)</u>	<u>4</u>	<u>3(2)</u>	(2)ダイナースと提携先との契約に基づき対象外とされた <u>提携カード会員</u>	(2) <u>当社と提携先との契約に基づき対象外とされた提携カード会員</u>
-	-	<u>4</u>	<u>3(3)</u>	新規項番追加	<u>(3)SuMi TRUST CLUB カード会員</u>
<u>4</u>	1	<u>5</u>	1	1.マイレージクラブ会員は、ダイナースが別に定める参加料(以下「 <u>年間参加料</u> 」)といっています。)を支払うものとします。	1.グローバルマイレージ会員は、 <u>当社が別に定める参加料</u> (以下「 <u>年間参加料</u> 」)といっています。)を支払うものとします。
<u>4</u>	2	<u>5</u>	2	2.ダイナースは、前項の年間参加料を、 <u>パンフレット</u> 等により明示するものとします。	2.当社は、前項の年間参加料を、 <u>当社ウェブサイト</u> 等により明示するものとします。

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前 (現在のグローバルマイレージ規定)	変更後
<u>4</u>	3	<u>5</u>	3	3.ダイナースは、マイレージクラブ会員の入会登録を原則毎月末で締め切り、その翌月に発行するご利用代金明細書にて初回の年間参加料を通知し、 <u>マイレージクラブ会員は、その年間参加料を支払うものとします。また、マイレージクラブ会員は、退会の申し出がない限り、次年度以降の年間参加料を、毎年初回の年間参加料の請求月と同じ月に同様の方法により支払うものとします。</u>	3.当社は、グローバルマイレージ参加登録を原則毎月末で締め切り、その翌月に発行するご利用代金明細にて初回の年間参加料を通知します。 <u>グローバルマイレージ会員は、当該ご利用代金明細記載の支払日に年間参加料を支払うものとします。</u>
—	—	<u>5</u>	<u>4</u>	新規項番追加	<u>会員からの参加登録の取消の申し出がない限り、グローバルマイレージ参加登録は1年ごとに自動更新されるものとし、年間参加料の通知及び支払いは、前項と同様の月とします。</u>
<u>4</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	新規項番の追加に伴う項番変更	
<u>5</u>	1	<u>6</u>	1	1.マイレージクラブ会員は、マイレージサービスを利用したい場合、 <u>ダイナース</u> 所定の方法により、その都度 <u>ダイナース</u> に申し込むものとします。マイルへの自動移行にはなりません。	1.グローバルマイレージ会員は、マイレージサービスを利用したい場合、 <u>当社</u> 所定の方法により、その都度 <u>当社</u> に申し込むものとします。マイルへの自動移行にはなりません。
<u>5</u>	2	<u>6</u>	2	2.マイル移行の対象となるマイレージサービスは、 <u>マイレージクラブ会員</u> 本人が加入している <u>提携</u> マイレージサービスに限られます。	2.マイル移行の対象となるマイレージサービスは、 <u>グローバルマイレージ会員</u> 本人が加入しているマイレージサービスに限られます。
<u>5</u>	3	<u>6</u>	3	3.ポイントからマイルへの交換率及び交換単位は、 <u>ダイナース</u> が別に定めるところによります。ただし、 <u>マイレージサービスの主催航空会社またはダイナース</u> において移行マイル数に制限を設けている場合は、その範囲内までとします。	3.ポイントからマイルへの交換率及び交換単位は、 <u>当社</u> が別に定めるところによります。ただし、 <u>参加航空会社または当社</u> において移行マイル数に制限を設けている場合は、その範囲内までとします。
<u>5</u>	4	<u>6</u>	4	4.ダイナースは、マイル移行の申し込みに基づき、所定の方法により <u>当該マイレージサービスの主催航空会社</u> にマイル移行データを送ります。	4. <u>当社は</u> 、マイル移行の申し込みに基づき、所定の方法により <u>参加航空会社</u> にマイル移行データを送ります。
5	5	—	—	<u>マイル移行に必要な申込事項に不正又は不備がある場合及びマイレージクラブ会員が本規定を違反した場合、ダイナースは、マイル移行の申し込みを拒否することができるものとします。この場合ダイナースは、その旨を当該マイレージクラブ会員に通知します。</u>	削除
6	—	7	—	マイレージクラブ会員は、ダイナース及び以下の提携会社がマイレージクラブ会員の氏名、会員番号、提携会社のマイレージ会員番号、加算・減算するマイル数等の情報を必要な保護措置を講じた上で、マイル移行データ処理のために利用することに同意します。 全日本空輸／ANA マイレージクラブ www.ana.co.jp アリタリア-イタリア航空／ミッレミア www.alitalia.com 大韓航空／スカイパス koreanair.com デルタ航空／スカイマイル www.delta.com ユナイテッド航空／マイレージプラス www.unitedairlines.co.jp	グローバルマイレージ会員は、 <u>当社及び参加航空会社</u> がグローバルマイレージ会員の氏名、カード番号、 <u>参加航空会社</u> のマイレージ会員番号、加算・減算するマイル数等の情報を必要な保護措置を講じた上で、マイル移行データ処理のために利用することに同意します。
7	—	8	—	理由の如何にかかわらず、 <u>マイレージクラブ会員</u> は、マイル移行の申し込み後これを取り消すことはできません。また、マイレージサービスに移行されたマイルをポイントに戻すことはできません。	理由の如何にかかわらず、 <u>グローバルマイレージ会員</u> は、マイル移行の申し込み後これを取り消すことはできません。また、マイレージサービスに移行されたマイルをポイントに戻すことはできません。
8	—	9	—	<u>マイレージクラブ会員</u> はグローバルマイレージの利用権利を第三者に貸与、譲渡、担保提供及び相続又は移転することはできないものとします。	<u>グローバルマイレージ会員</u> はグローバルマイレージの利用権利を第三者に貸与、譲渡、担保提供及び相続又は移転することはできないものとします。

現在の 条番	現在の 項番	変更後 の条番	変更後 の項番	変更前 (現在のグローバルマイレージ規定)	変更後
<u>9</u>	1	<u>10</u>	1	1.第5条第5項の理由でマイル移行の申し込みをダイナースが拒否したことによりマイレージクラブ会員がマイレージサービスの特典権利を喪失されたとしても、ダイナースは一切責任を負わないものとします。	1.マイル移行に必要な申し込み事項に不正又は不備がある場合及びグローバルマイレージ会員が本規定に違反した場合、当社は、マイル移行の申し込みをお断りすることができるものとします。マイル移行の申し込みを当社がお断りしたことによりグローバルマイレージ会員がマイレージサービスの特典権利を喪失されたとしても、当社は一切責任を負わないものとします。
<u>9</u>	2	<u>10</u>	2	2.ダイナースの会員番号及びマイレージサービスの顧客番号等は、 <u>マイレージクラブ会員</u> ご自身の責任において慎重に管理するものとします。万一これらの番号が第三者に盗用されるなどして、 <u>マイレージクラブ会員</u> がダイナースクラブ・リワードプログラム又はマイレージサービスの特典権利を喪失された場合、 <u>ダイナース</u> は一切責任を負わないものとします。	2.当社の会員番号及びマイレージサービスの顧客番号等は、 <u>グローバルマイレージ会員</u> ご自身の責任において慎重に管理するものとします。万一これらの番号が第三者に盗用されるなどして、 <u>グローバルマイレージ会員</u> がリワードプログラム又はマイレージサービスの特典権利を喪失された場合、 <u>当社</u> は一切責任を負わないものとします。
<u>9</u>	3	<u>10</u>	3	3.マイレージサービスの仕組、蓄積マイル数、無料航空券等の特典内容等、マイレージサービスに関して紛議を生じた場合は、 <u>マイレージクラブ会員</u> と当該マイレージサービスの <u>主催航空会社</u> との間で解決するものとし、 <u>ダイナース</u> は一切責任を負わないものとします。	3.マイレージサービスの仕組、蓄積マイル数、無料航空券等の特典内容等、マイレージサービスに関して紛議を生じた場合は、 <u>グローバルマイレージ会員</u> と当該マイレージサービスの <u>参加航空会社</u> との間で解決するものとし、 <u>当社</u> は一切責任を負わないものとします。
<u>9</u>	4	<u>10</u>	4	4.各マイレージサービス固有の質問、蓄積マイル数の照会及び無料航空券等の特典の請求は、 <u>マイレージクラブ会員</u> から当該主催航空会社に直接問い合わせするものとします。	4.各マイレージサービス固有の質問、蓄積マイル数の照会及び無料航空券等の特典の請求は、 <u>グローバルマイレージ会員</u> から当該参加航空会社に直接問い合わせするものとします。
<u>10</u>	1	<u>11</u>	1	第10条(退会) 1. <u>マイレージクラブ会員</u> は、ダイナース所定の方法により <u>マイレージクラブ</u> を退会することができます。また、退会と同時にグローバルマイレージの利用権利は失われます。	第11条(参加登録取消) 1. <u>グローバルマイレージ会員</u> は、 <u>当社</u> 所定の方法により <u>グローバルマイレージ</u> の参加登録を取消することができます。参加登録の取消と同時にグローバルマイレージの利用権利は失われます。
<u>10</u>	2	<u>11</u>	2	2. <u>マイレージクラブ会員</u> が次の各号の一つにでも該当した場合、 <u>ダイナース</u> はいつでも当該 <u>会員</u> を <u>マイレージクラブ</u> から退会させることができるものとします。	2. <u>グローバルマイレージ会員</u> が次の各号の一つにでも該当した場合、 <u>当社</u> はいつでも当該 <u>グローバルマイレージ会員</u> の <u>グローバルマイレージ参加登録</u> を取消できるものとします。
<u>10</u>	2(1)	<u>11</u>	2(1)	(1) <u>ダイナース</u> 会員としての資格を喪失されたとき。	(1) <u>当社</u> 会員としての資格を喪失されたとき。
<u>10</u>	2(2)	<u>11</u>	2(2)	(2) <u>ダイナース</u> 所定の期限を過ぎても年間参加料が支払われないとき。	(2) <u>当社</u> 所定の期限を過ぎても年間参加料が支払われないとき。
<u>10</u>	2(3)	<u>11</u>	2(3)	(3)本規定に違反した場合等 <u>ダイナース</u> が <u>マイレージクラブ</u> 会員として不適格と認められたとき。	(3)本規定に違反した場合等 <u>当社</u> が <u>グローバルマイレージ</u> 会員として不適格と認められたとき。
<u>10</u>	3	—	—	前項により退会となった場合、 <u>ダイナース</u> は所定の方法により当該 <u>マイレージクラブ</u> 会員にその旨連絡するものとします。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。	削除
—	—	<u>12</u>	—	新規条番追加	第12条(サービスの改定及び中止) <u>当社</u> はその運営上の事情により、いつでも <u>グローバルマイレージ</u> 参加航空会社の追加または削除、ポイントからマイルへの交換率及び交換単位の変更等の改定または中止することができるものとします。その場合、 <u>当社は</u> ウェブサイトに掲載する等の方法により、あらかじめ <u>グローバルマイレージ</u> 会員にその旨を告知します。
<u>11</u>	<u>1</u>	<u>13</u>	—	第11条(規定の改定及びサービスの廃止) 1. <u>ダイナース</u> は、その運営上の事情により、本規定を改定することやマイル移行の対象となる <u>提携マイレージ</u> サービスを追加又は削除することがあります。この場合 <u>ダイナース</u> はウェブサイトに掲載する等適当な方法により <u>マイレージクラブ</u> 会員にその内容を告知します。その告知後に <u>マイレージクラブ</u> 会員からマイル移行の申し込みがあった場合は、改定後の規定を承認したものとみなします。	第13条(規定の改定) <u>当社</u> は、その運営上の事情により本規定を改定することがあります。この場合 <u>当社は</u> ウェブサイトに掲載する等の方法により、 <u>会員</u> に改定した内容を告知します。
<u>11</u>	<u>2</u>	—	—	<u>ダイナース</u> は、その運営上の事情により、 <u>グローバルマイレージ</u> を廃止することができるものとします。その場合 <u>ダイナース</u> は前項と同様の方法により、その旨を告知するものとします。	削除